

2016 年度版『絶対決める！地方上級・国家一般職〈大卒程度〉公務員試験総合問題集』

正誤表

(2015 年 6 月 12 日現在)

本書に以下の誤りがございました。

ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。

お手数ですが、お手許の書籍の訂正をお願いいたします。

●252 ページ

解説 148 選択肢 2

【誤】

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の 2 分の 1 である（民法 900 条 4 項ただし書）。嫡出子と非嫡出子の間で、相続分に差異を設けることが合理的差別といえるのか問題視されている。

↓

【正】

平成 25 年 9 月 4 日最高裁での違憲決定を受けて、同年 12 月に民法が改正され、900 条 4 号ただし書の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1」とする旨の規定は削除され、現在は**同等**となっている。

なお、上記民法改正により、228 ページの No.136 選択肢イも誤りとなるため、本問は不適切問題となります。

ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。重ねてお詫び申し上げます。